令和６年１１月６日
校長決定

台風の接近及び大雪等に伴う非常措置について

台風の接近及び大雪等に伴う非常措置は、以下の対応を原則とする。また、登校する際には、交通機関や道路の状況を確認し、安全には十分注意するよう生徒に指導する。

１　**「警報」**が発令された場合

日野市または居住する市区町村に、気象に関する警報が併せて複数種発令されている場合は、登校を見合わせ自宅待機とする。

例　①日野市に２つ以上の警報が発令されている場合

日野市に「大雨警報」と「洪水警報」等が発令されているが、居住する市区町村には警報が何も発令されていない。

②日野市と居住する市区町村を併せて２つ以上の警報が発令されている場合

日野市に「洪水警報」等と居住する市区町村に「大雨警報」等が発令されている。

③居住する市区町村に２つ以上の警報が発令されている場合

日野市には警報が何も発令されていないが、居住する市区町村に「大雨警報」と「洪水警報」等が発令されている。

２　**「警報」**が解除された場合については、以下の措置を取る。

ア　午前６時までに解除となった場合は、平常通りの授業開始とする。
イ　午前８時までに解除となった場合は、始業を遅らせ３校時の授業から開始とする。
ウ　午前１１時までに解除となった場合は、始業を遅らせ５校時の授業から開始とする。
エ　午前１１時までに解除されない場合は、一日自宅学習とする。

３　高幡不動駅を含む区間の鉄道が不通の場合

（１）多摩都市モノレールの高幡不動駅を含む区間、および京王電鉄の高幡不動駅を含む区間の両方が不通の場合は、登校を見合わせ、自宅待機とする。
（２）上記区間のどちらかが復旧した場合については、以下の措置を取る。

ア　午前６時までに復旧した場合は、平常通りの授業開始とする。
イ　午前８時までに復旧した場合は、始業を遅らせ３校時の授業から開始とする。
ウ　午前１１時までに復旧した場合は、始業を遅らせ５校時の授業から開始とする。
エ　午前１１時までに復旧しない場合は、一日自宅学習とする。

☆　午前６時の時点で、ＨＰ・Teams 等を確認してください。

４　在校中に**「警報」**が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、交通機関や道路の状況などに十分配慮し、終業を繰り上げ、生徒を下校させるかどうかを決定する。

５　上記項目の他、天候や交通機関の状況等により、措置を行う場合がある。